

第2 参照情報

1. 参照書類

当公庫の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書 法人情報の部 平成 18 年度」

第 54 事業年度（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）

2. 参照書類の補完情報

(1) 将来に関する事項について

本債券の発行者である当公庫の詳細について記載し、本証券情報説明書と一体をなす「債券内容説明書 法人情報の部 平成 18 年度」には「事業等のリスク」に将来に関する事項が記載されております。当該事項は本証券情報説明書作成日（平成 20 年 7 月 4 日）においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項もありません。

(2) 平成 19 年度補正予算について

平成 20 年 2 月 6 日、平成 19 年度補正予算が成立しました。

この平成 19 年度補正予算に基づく、当公庫関連の事項の概要は、以下のとおりです。

イ 融資業務

一般会計からの補給金（収支差補給金） 356 億円

この補給金の追加により、当初予算と合わせた平成 19 年度予算の補給金総額は、423 億円となります。

ロ 信用保険業務 中小企業信用保険事業

一般会計からの出資金（中小企業信用保険準備基金） 2,207 億円

この出資金の追加により、当初予算と合わせた平成 19 年度予算の出資金総額は、2,531 億円となります。

(3) 平成 20 年度予算について

平成 20 年 3 月 28 日、平成 20 年度予算が成立しました。

この平成 20 年度予算に基づく、当公庫関連の事項の概要は、以下のとおりです。

イ 中小企業金融公庫

(平成 20 年 4 月～9 月)

(イ) 融資業務

(単位:億円)

	平成20年度予算
事業規模	6,416
公庫貸付	6,378
設備貸与機関貸付	38
原資	6,416
財投資金	5,684
財政融資資金借入金	4,900
産業投資借入金	40
産業投資出資金	244
政府保証債	500
貸付回収金等	732
うち財投機関債	554
補給金	35.8
業務の円滑な運営を図るために必要な補給金	30
中小企業金融円滑化利子補給金	1.1
政策金融機関統合準備補給金	4.7

(注1) 事業規模には、証券化対象の貸付等を含みます。

(注2) 財政融資資金借入金4,900億円の年限は5年及び10年であり、このうち10年借入の規模については2,000億円が限度です。

(注3) 産業投資借入金40億円の年限は7年です。

(注4) 平成20年度予算の政府保証債の内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

	平成20年度予算
政府保証国内債	
10年債	200
6年債	300

(ロ) 証券化支援業務

(単位:億円)

	平成20年度予算
事業規模	750
債権の買取り等	750
うち資産担保証券の取得	26
原資	750
自己資金等	750
うち財投機関債	46
一般会計出資金	17.4

(注) 事業規模750億円とは別に、民間金融機関等への債務保証545億円を予定しています。

(ハ) 信用保険業務

A 中小企業信用保険

(単位:億円)

	平成20年度予算
保険引受額	70,255
一般会計出資金(中小企業信用保険準備基金)	164

B 信用保証協会に対する融資

(単位:億円)

	平成20年度予算
貸付規模	1,334
原資:自己資金(貸付回収金)	1,334

C 破綻金融機関等関連特別保険等

(単位:億円)

	平成20年度予算
保険引受額	330

□ 株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務及び信用保険等業務）
（平成20年10月～平成21年3月）

（イ） 中小企業者向け業務（融資業務）

（単位：億円）

	平成20年度予算
事業規模	6,084
公庫貸付	6,047
設備貸与機関貸付	37
原資	6,084
財投資金	4,671
財政融資資金借入金	4,006
産業投資借入金	40
産業投資出資金	25
政府保証債	600
貸付回収金等	1,413
うち財投機関債	-
補給金	94.2
一般利差補給金	90
中小企業金融円滑化利子補給金	1.3
政策金融機関統合準備補給金	2.9

（注1） 事業規模には、証券化対象の貸付等を含みます。

（注2） 財政融資資金借入金4,006億円の年限は5年及び10年であり、このうち10年借入の規模については1,700億円が限度です。

（注3） 産業投資借入金40億円の年限は7年です。

（注4） 平成20年度予算の政府保証債の内訳は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成20年度予算
政府保証国内債 10年債	300
6年債	300

(ロ) 中小企業者向け業務（証券化支援業務）

(単位:億円)

	平成20年度予算
事業規模	753
債権の買取り等	753
うち資産担保証券の取得	29
原資	279
産業投資出資金	42
自己資金等	237
うち財投機関債	-
一般会計出資金	-

(注) 事業規模753億円とは別に、民間金融機関等への債務保証670億円を予定しています。

(ハ) 信用保険等業務

A 中小企業信用保険

(単位:億円)

	平成20年度予算
保険引受額	71,125
一般会計出資金	236

B 信用保証協会に対する貸付

(単位:億円)

	平成20年度予算
貸付規模	1,223
原資：自己資金（貸付回収金）	1,223

C 破綻金融機関等関連特別保険等

(単位:億円)

	平成20年度予算
保険引受額	330

(4) 日本政策金融公庫について

平成 20 年 10 月 1 日に、国民生活金融公庫・農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫・国際協力銀行（国際金融等業務）が統合し、株式会社日本政策金融公庫（略称「政策公庫」という。）が新たに発足します。

新機関の発足に向けて、平成 20 年 5 月 28 日、政策公庫の経営理念及び店舗の統合状況を公表しました。

イ 経営理念について

(イ) 基本理念

A 政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

B ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

(ロ) 活動指針

A 国民経済・国際経済発展への貢献

- ・ 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。
- ・ 我が国にとって重要な資源の確保や、我が国産業の国際競争力の維持・向上を通じて、我が国及び開発途上地域の持続可能な発展に貢献します。
- ・ 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処します。

B 地域活性化への貢献

- ・ 地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。

C お客さまサービスの向上

- ・ 商品・サービスの質を高め、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応することにより、お客さまの信頼に応えます。
- ・ 政策金融の各分野のノウハウ・情報を相互に活用することにより、付加価値を創造します。

D 環境問題への対応

- ・ 環境に配慮した企業活動に努め、環境問題への対応に寄与する業務を行うことを通じて、社会に貢献します。

E 働きがいのある職場づくり

- ・ 社員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高め、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる、働きがいのある職場をつくります。

ロ 顧客サービスの向上と店舗統合について

同一地域に複数の店舗が存在する60の地域について、一地域一店舗に縮減を図るべく、店舗統合に向けた準備を順次進めており、その進捗状況については各機関のホームページでも公表しています。

(イ) 顧客サービスの向上

10月の新公庫の発足に向け、これまで以上に利用者に対するサービス向上が図られるよう、「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、準備を進めています。具体的には、以下のとおりです。

- A 農林水産業者向けにおいては、他分野と同様に定員削減に取り組みつつ、現行22店舗の人員を全都道府県の新公庫の統合店舗48カ所に振り向け、顧客サービスの向上に努めます。
- B 中小企業者向け（現行59カ所の店舗）及び農林水産業者向けにおいては、新公庫の全ての店舗152カ所で、テレビ電話等を活用することにより、金融サービス（融資制度）の情報を提供できる体制を整えます。
- C 国民一般向けにおいては、これまでどおり全ての店舗152カ所で、金融サービスを提供します。

（参考）「政策金融改革に係る制度設計（抄）」

（平成18年6月27日政策金融改革推進本部、行政改革推進本部決定）

新政策金融機関が提供する国民一般、中小企業者及び農林水産業者向けの融資等の金融サービスにつき、支店に適切に担当者を置く等により、全支店において全ての分野の融資制度に関する情報提供体制を整備する。

また、個々の案件の受付窓口の整備、政策に精通した専門人材による融資の審査・実行について、適切に支店の一元化を図りつつ、幅広く対応できる体制を強化する（国民一般と中小企業者向けは全支店での対応、農林水産業者向けは

全ての都道府県での対応を可能とすることが基本)。

(ロ) 店舗統合の準備状況

A 同一の建物に既に3機関が入居して営業を開始しているもの

- ・ 5店舗 = 高松、高知、松江、金沢、和歌山

B 同一の建物に既に2機関(国民+農林、国民+中小)が入居して営業を開始しているもの

- ・ 11店舗 = 帯広、千葉、福井、北見、山口、松本、旭川、千住、堺、前橋、岡山

C 20年8月までに店舗統合を予定しているもの

- ・ 3機関による店舗統合 4店舗 = 青森、徳島、大阪、名古屋
- ・ 2機関による店舗統合 2店舗 = 奈良、大津

3. 参照書類を縦覧に供している場所

中小企業金融公庫 本店

(東京都千代田区大手町1丁目9番3号 公庫ビル)

なお、当公庫ホームページ(<http://www.jasme.go.jp/>)にも掲載されています。